

○政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

目 次

○政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）（抄）（第一条関係）	1
○政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）（抄）（第二条関係）	7
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第三条関係）	14

改 正 案		現 行	
（特定パーティーを開催する政治団体以外の者について法の規定等を適用する場合の技術的読替え） 第九条 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合における当該政治団体以外の者に係る法第二章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		（特定パーティーを開催する政治団体以外の者について法の規定等を適用する場合の技術的読替え） 第九条 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合における当該政治団体以外の者に係る法第二章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第六条第一項各号列記 以外の部分	（略）	第六条第一項各号列記 以外の部分	、当該政治団体の代表者
	、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国		並びに当該政治団体の代表者

(略)	(略)	
(略)	(略)	議員関係政治団体であるときはその旨、同 号の公職の候補者の氏 名及び当該公職の候補 者に係る公職の種類、 当該政治団体が同項第 三号に係る国会議員関 係政治団体であるとき はその旨、当該政治団 体を主宰する衆議院議 員若しくは参議院議員 又は当該政治団体の主 要な構成員である衆議 院議員若しくは参議院 議員の氏名及びその者 に係る公職の種類その 他政令で定める事項を 、次の各号の区分
(略)	(略)	

第七条第一項	第六条第二項第一号	
同条第五項において準 用する場合及び前条	政治団体（政党及び政 治資金団体を除く。次 号において同じ。）	議員関係政治団体で あるときはその旨、同 号の公職の候補者の氏 名及び当該公職の候補 者に係る公職の種類 その 他政令で定める事項を 、次の各号の区分
前条	政治団体	

		第九条第一項第一号	
(略)	(略)	次に掲げる事項	寄附(第二十二條の六第二項に規定する寄附を除く。以下口及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。)
(略)	(略)	次に掲げる事項(二を除く。)	寄附
並びに当該寄附を		、当該寄附を	

		第九条第一項第一号	
次条及び第七條の三	第六條第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日(第十九條の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあつては、第十九條の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日)	次に掲げる事項	寄附(第二十二條の六第二項に規定する寄附を除く。以下口及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。)
第七條の三	その異動の日	次に掲げる事項(二を除く。)	寄附
(新設)			

			(略)		第十二条第一項第一号
その旨並びに当該寄附が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であると きはその旨	(略)	(略)	(略)	次に掲げる事項	、当該寄附を
その旨	(略)	(略)	(略)	次に掲げる事項（二を除く。）	並びに当該寄附を
その旨 が第十九条の十六の三第二項の規定による通知に係る寄附であると きはその旨					

	第九条第一項第三号イ	第十二条第一項各号列記以外の部分	第十二条第一項第一号	
(新設)	この号及び第十二条第一項第三号ホ	第六条第二項各号	次に掲げる事項	
	この号	第六条第二項第一号又は第二号	次に掲げる事項（二を除く。）	

第十二条第一項第二号の二	収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）	収入
第十七条第四項	翌年への繰越しの金額 第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第三項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ	第一号に規定する全ての収入の総額から前号に規定する全ての支出の総額を控除した金額 第十二条第二項及び第四項並びに第十三条の規定は、第一項の報告書について

2
(略)

(新設)	収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）	収入
第十七条第四項	第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ	第十二条第二項及び第四項並びに第十三条の規定は、第一項の報告書について

2 前項の場合における当該政治団体以外の者に係る第五条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第一号に」と、同条第一号中「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」

とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書並びに法第二十二條の八第二項の書面（当該書面に当該政治資金パーティーの一人当たりの対価として支払われる金銭等に係る金額が記載されていない場合にあっては、当該書面及び当該金額を記載した書面）」とする。

（収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法）

第十八条 第十二條の規定は、法第二十條の二第二項の規定による収支報告閲覧対象文書（法第十二條第一項若しくは第十七條第一項の規定による報告書、法第十四條第一項（法第十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面、法第十九條の十四の規定による政治資金監査報告書又は法第十九條の十四の二第四項の規定による確認書をいう。以下この章において同じ。）の写しの交付の方法について準用する。

（収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法）

第十八条 第十二條の規定は、法第二十條の二第二項の規定による収支報告閲覧対象文書（法第十二條第一項若しくは第十七條第一項の規定による報告書、法第十四條第一項（法第十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は法第十九條の十四の規定による政治資金監査報告書）をいう。以下この章において同じ。）の写しの交付の方法について準用する。

改 正 案	現 行
（政党の届出の特例等） 第一条 政党助成法（以下「法」という。）第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出については、当該届出に係る法第五条第一項第六号イに規定する前回の総選挙又は同号ハに規定する前回の通常選挙の<u>全ての当選人について公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条第二項、第百一条の二第二項、第百一条の二第二項又は第百一条の三第二項の規定による告示（以下この条及び第十四条第二項において「当選人の告示」という。）がされた日が当該届出に係る基準日（法第五条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）又は選挙基準日（法第六条第一項に規定する選挙基準日をいう。第四条を除き、以下同じ。）の翌日から起算して五日を経過した日後である場合においては、法第五条第一項又は第六条第一項の規定にかかわらず、当該前回の総選挙又は前回の通常選挙の<u>全ての当選人について当選人の告示がされた日の翌日から起算して十日以内に届け出るものとする。</u></u> （分割政党に係る選挙時所属議員数の特例） 第六条 （略）	（政党の届出の特例等） 第一条 政党助成法（以下「法」という。）第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出については、当該届出に係る法第五条第一項第六号イに規定する前回の総選挙又は同号ハに規定する前回の通常選挙の<u>すべての当選人について公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条第二項、第百一条の二第二項、第百一条の二第二項又は第百一条の三第二項の規定による告示（以下この条及び第十一条第二項において「当選人の告示」という。）がされた日が当該届出に係る基準日（法第五条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）又は選挙基準日（法第六条第一項に規定する選挙基準日をいう。第四条を除き、以下同じ。）の翌日から起算して五日を経過した日後である場合においては、法第五条第一項又は第六条第一項の規定にかかわらず、当該前回の総選挙又は前回の通常選挙の<u>すべての当選人について当選人の告示がされた日の翌日から起算して十日以内に届け出るものとする。</u></u> （分割政党に係る選挙時所属議員数の特例） 第六条 政党の分割が行われた場合において当該分割に係る各分割政党の選挙時所属議員数（法第二十五条第一項に規定する選挙時所属議員数をいう。以下この条において同じ。）がいずれも零であるときは、当該分割に係る分割政党の法第二十三条第三項に規定する所属議員数を当該分割政党の選挙時所属議員数とみなして、法第二十五条第四項の規定を適

用する。

(新設)

(公表対象報告文書の写しの交付の方法)

第七条 法第三十二条第四項又は第五項の規定(第四号に掲げる方法による場合にあつては、これらの規定及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条及び次条第一項において「情報通信技術活用法」という。))第七条第一項の規定による公表対象報告文書(法第三十二条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書又は同条第三項に規定する都道府県提出文書をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。))の写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。))によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(同号及び次条第一項において「電子情報処理組織」という。))を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があつた場合に限る。

一 公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。))の交付

二 公表対象報告文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができないう方式で作られた記録をいう。次号において同じ。))を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限

る。）に複写したものの交付

三 公表対象報告文書をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

四 公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

（公表対象報告文書の写しの交付に係る手数料の額）

第八条 法第三十二条第六項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあっては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第三十二条第四項の規定による請求をする場合にあっては、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

一 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

二 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条第四号に掲げる方法 公表対象報告文書一枚につき十円

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもつてすることができる。

（新設）

(公表対象報告文書の写しの送付の求め)

第九条 法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求をしようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、公表対象報告文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

(政党交付金の交付の停止又は返還)

第十条 法第三十三条第一項の規定に該当する政党（法第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対して総務大臣が法第三十三条第一項の規定によりその交付を停止し、又はその返還を命ずることができる政党交付金（法第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。以下第十三条までにおいて同じ。）の額は、当該政党について、その年分として交付の決定（既にされた決定の変更を含む。以下この条において同じ。）を受けた政党交付金の額から交付の決定を受けるべきであつた政党交付金の額を控除して得た額とする。

(加算金の計算)

第十一条 (略)

(新設)

(政党交付金の交付の停止又は返還)

第七条 法第三十三条第一項の規定に該当する政党（法第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対して総務大臣が法第三十三条第一項の規定によりその交付を停止し、又はその返還を命ずることができる政党交付金（法第二十七条第一項に規定する特定交付金を含む。以下第十条までにおいて同じ。）の額は、当該政党について、その年分として交付の決定（既にされた決定の変更を含む。以下この条において同じ。）を受けた政党交付金の額から交付の決定を受けるべきであつた政党交付金の額を控除して得た額とする。

(加算金の計算)

第八条 政党交付金が二回以上に分けて交付されている場合における法第三十三条第八項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する政党交付金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第三十三条第八項の規定により加算金を納付しなければならない

(延滞金の計算)

第十二条 (略)

(法第三十三条第十項の規定による控除)

第十三条 (略)

(衆議院議員又は参議院議員の数の算定等)

第十四条 (略)

場合において、政党の納付した金額が返還を命ぜられた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた政党交付金の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第九条 法第三十三条第九項の規定により延滞金を納付しなければならぬ場合において、返還を命ぜられた政党交付金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(法第三十三条第十項の規定による控除)

第十条 法第三十三条第十項の規定によりその年分として交付すべき政党交付金のうち交付していないもの又はその年の翌年以後に交付すべき政党交付金の額から返還を命ぜられた政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額を控除する場合において、交付時期が到来した政党交付金の額から控除する額が当該返還を命ぜられた政党交付金の額に達するまでは、その控除する額は、まず当該返還を命ぜられた政党交付金の額に充てられたものとする。

(衆議院議員又は参議院議員の数の算定等)

第十一条 衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員が在任しない場合又は参議院議員の任期満了により参議院議員の一部が在任しない場合において法及びこの政令の規定を適用する場合における衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は政党に所属する衆議院議員若しくは参議院議員に係る届出については、その衆議院の

解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員でなくなった者（その衆議院の解散がなく、又はその衆議院議員の任期がなお引き続いていっているものとしたならば、引き続き衆議院議員として在任することが出来る者に限る。）又はその参議院議員の任期満了により参議院議員でなくなった者（その参議院議員の任期がなお引き続いていっているものとしたならば、引き続き参議院議員として在任することが出来る者に限る。）は、法及びこの政令に規定する衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとして、算定し、又は取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙に係る当選人の告示が当該選挙に係る選挙基準日後にされた場合において法第五条第一項第五号及び第二項第三号（法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第二十一条第一項並びに第二十七条第一項の規定を適用する場合における衆議院議員若しくは参議院議員の数の算定又は政党に所属する衆議院議員若しくは参議院議員に係る届出については、当該当選人の告示に係る当選人が当該選挙基準日において衆議院議員又は参議院議員となり、当該選挙基準日の前日において前項の規定により衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとされていた者は同日において同項の規定の適用がなくなったものとして、算定し、又は取り扱うものとする。

3 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙について政党（法の規定の適用を受ける政治団体を含む。以下この項及び次項において同じ。）の得票総数を算定する場合には、当該政党の得票総数は、当該選挙の期日における届出候補者（公職選挙法第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政党の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者

(公職選挙法第八十六条第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))又は同法第八十六条の四第三項(同条第五項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定により当該政党に所属する者として記載された候補者をいう。))の得票数を合算した数とする。

4 参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙について政党の得票総数を算定する場合には、当該政党の得票総数は、公職選挙法第八十六条の三第一項の規定による届出をした当該政党の得票総数(当該政党に係る各参議院名簿登載者(同項に規定する参議院名簿登載者をいい、当該選挙の期日において候補者たる者に限る。))の得票総数を含むものをいう。)とする。

改 正 案	現 行
（政治資金課の所掌事務） 第五十四条 政治資金課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 （略） 三 政治団体の収支報告書の受理及び 公表に關すること。 四 （略） 五 （略）	（政治資金課の所掌事務） 第五十四条 政治資金課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 政治資金に關する制度の企画及び立案に關すること。 二 政治団体の届出及び公職の候補者に係る資金管理団体の届出の受理並びに届出事項の公表に關すること。 三 政治団体の収支報告書の受理及びその要旨の公表に關すること。 四 政党助成に關すること。 五 中央選挙管理会の庶務に關すること（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に關する法律（平成六年法律第百六号）の規定により中央選挙管理会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）。